Gunma Prefecture 群馬県

３　調査結果の要旨　　以下、（　　）内は前年度　右は前年度との差

（１）暴力行為の状況

①発生件数

・ 小 学 校	１９４件	（２０３件）	－　９件
・ 中 学 校	１２２件	（１０５件）	＋１７件
・ 高等学校	８４件	（　７１件）	＋１３件
合　　計	４００件	（３７９件）	＋２１件

【暴力行為の内訳】

ア 「対教師暴力」

・ 小 学 校	３７件	（　６０件）	－２３件
・ 中 学 校	１５件	（　１１件）	＋　４件
・ 高等学校	６件	（　　２件）	＋　４件
合　　計	５８件	（　７３件）	－１５件

イ 「生徒間暴力」

・ 小 学 校	１００件	（　９６件）	＋　４件
・ 中 学 校	７９件	（　６３件）	＋１６件
・ 高等学校	６１件	（　６２件）	－　１件
合　　計	２４０件	（２２１件）	＋１９件

ウ 「対人暴力」

・ 小 学 校	３件	（　　０件）	＋　３件
・ 中 学 校	３件	（　　９件）	－　６件
・ 高等学校	３件	（　　１件）	＋　２件
合　　計	９件	（　１０件）	－　１件

エ 「器物損壊」

・ 小 学 校	５４件	（　４７件）	＋　７件
・ 中 学 校	２５件	（　２２件）	＋　３件
・ 高等学校	１４件	（　　６件）	＋　８件
合　　計	９３件	（　７５件）	＋１８件

②発生した学校数

・ 小 学 校	８２校	（　７７校）	＋　５校
・ 中 学 校	５２校	（　４７校）	＋　５校
・ 高等学校	３３校	（　３１校）	＋　２校
合　　計	１６７校	（１５５校）	＋１２校

（２）いじめの状況

①認知件数

・ 小 学 校	３，０８１件	（２，９８０件）	＋１０１件
・ 中 学 校	１，０７２件	（１，０００件）	＋　７２件
・ 高等学校	５２５件	（　４９８件）	＋　２７件
・ 特別支援学校小学部	９２件		
・ 特別支援学校中学部	５１件	（　２００件）	＋　４１件
・ 特別支援学校高等部	９８件		
合　　計	４，９１９件	（４，６７８件）	＋２４１件

※いじめの認知については、平成２８年度調査より、けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、児童生徒の感じる被害性に着目し、積極的に認知を行うこととしている。

②認知学校数

・ 小 学 校	２８６校	（２９０校）	－　4校
・ 中 学 校	１４８校	（１４５校）	＋　3校
・ 高等学校	７１校	（　７４校）	－　3校
・ 特別支援学校小学部	１２校		
・ 特別支援学校中学部	１４校	２２校　（　２０校）	＋　2校
・ 特別支援学校高等部	１３校		
合　　計	５２７校	（５２９校）	－　2校

※高等学校については、全日制、定時制、通信制をそれぞれ１校としている。
※特別支援学校については、小学部、中学部、高等部をそれぞれ１校としている。

③解消している（日常的に経過観察中）件数の割合

・ 小 学 校	６７％	（７４％）
・ 中 学 校	７０％	（７７％）
・ 高等学校	６６％	（６９％）
・ 特別支援学校小学部	４９％	
・ 特別支援学校中学部	６５％	（７４％）
・ 特別支援学校高等部	８１％	
平　　均	６９％	（７４％）

④いじめの発見のきっかけ（小・中・高・特支）〔認知件数に対する割合〕

・ 本人からの訴え	１，３９３件〔２８％〕	（１，１８７件〔２５％〕）
・ アンケート調査	１，３３３件〔２７％〕	（１，３０４件〔２８％〕）
・ 当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	１，１３０件〔２３％〕	（１，０４４件〔２２％〕）

⑤いじめられた児童生徒の相談状況（小・中・高・特支）〔認知件数に対する割合〕※複数回答

・ 学級担任に相談	３，７４４件〔７６％〕	（３，５９１件〔７７％〕）
・ 保護者や家族等に相談	１，７４４件〔３５％〕	（１，６１３件〔３４％〕）
・ 学級担任以外の教職員に相談	５６２件〔１１％〕	（　４８４件〔１０％〕）

⑥いじめの態様　〔認知件数に対する割合〕※複数回答

【小学校】

・ 冷やかしやからかい	１，７０８件〔５５％〕	（１，６４７件〔５５％〕）
・ 軽い暴力	８４７件〔２７％〕	（　８５２件〔２９％〕）
・ 嫌なことをさせられる	６９０件〔２２％〕	（　６１０件〔２０％〕）

【中学校】

- 冷やかしやからかい　７３３件〔６８％〕（　６４６件〔６５％〕）
- 軽い暴力　１８６件〔１７％〕（　１７７件〔１８％〕）
- 嫌なことをさせられる　１５９件〔１５％〕（　１７４件〔１７％〕）

【高等学校】

- 冷やかしやからかい　３４４件〔６６％〕（　３５３件〔７３％〕）
- 仲間はずれ　６７件〔１３％〕（　５８件〔１２％〕）
- パソコン等で誹謗・中傷　５９件〔１１％〕（　７４件〔１４％〕）

【特別支援学校小学部】

- 軽い暴力　５８件〔５９％〕
- 嫌なことをさせられる　２０件〔２０％〕
- 冷やかしやからかい　１０件〔１０％〕

【特別支援学校中学部】

- 軽い暴力　２５件〔４７％〕
- 嫌なことをさせられる　１４件〔２６％〕
- 冷やかしやからかい　９件〔１７％〕

【特別支援学校高等部】

- 冷やかしやからかい　４８件〔４２％〕
- 軽い暴力　２３件〔２０％〕
- 嫌なことをさせられる　１６件〔１４％〕

※いじめの態様のうち、パソコンや携帯電話等を使ったいじめ

- 小学校　７４件〔　２％〕（　５６件〔　２％〕）
- 中学校　１１４件〔１１％〕（　９９件〔１０％〕）
- 高等学校　５９件〔１１％〕（　７４件〔１４％〕）
- 特別支援学校小学部　０件〔　０％〕
- 特別支援学校中学部　０件〔　０％〕（　７件〔　４％〕）
- 特別支援学校高等部　３件〔　２％〕
- 合　計　２５０件〔　５％〕（２３６件〔　５％〕）

⑦いじめの日常的な実態把握のための学校の取組の割合　（　）内は前年度調査

取　組	小学校	中学校	高等学校	特別支援
アンケート調査の実施	100％(100%)	100％(99%)	100％(100%)	99％(96%)
個別面談の実施	64％(　55%)	84％(83%)	100％(100%)	54％(54%)
個人ノート等	25％(　25%)	88％(88%)	14％(17%)	23％(23%)
家庭訪問	13％(　13%)	38％(43%)	9％(12%)	0％(　0%)

⑧いじめ防止対策推進法第 12 条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

- 市町村　　３５（３５）

⑨いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数

県	条例による設置ではないが、法の趣旨を踏まえた会議体を設置	１（　1）
市町村	条例による設置	２１（２０）
	条例による設置ではないが、法の趣旨を踏まえた会議体を設置	７（　6）

⑩いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数

県	教育委員会の附属機関	１（　1）
	地方公共団体の長の附属機関	１（　1）
市町村	教育委員会の附属機関	２５（２３）
	地方公共団体の長の附属機関	２１（１９）

（３）小・中学校の長期欠席の状況

①理由別長期欠席児童生徒数　　（　　）内は昨年度の人数

※１年間に 30 日以上登校しなかった児童生徒の理由別の生徒数

※「その他」は「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数

	病気	経済的理由	不登校	うち 50 日以上欠席	うち 90 日以上欠席	うち出席日数 10 日以下	うち出席 0 日	その他	合計
小学校	816 (832)	0 (0)	1796 (1783)	1405 (1346)	947 (902)	141 (139)	35 (38)	203 (250)	2815 (2865)
中学校	445 (469)	0 (0)	2950 (2948)	2549 (2532)	1920 (1944)	388 (404)	117 (98)	42 (86)	3437 (3503)
計	1261 (1301)	0 (0)	4746 (4731)	3954 (3878)	2867 (2846)	529 (543)	152 (136)	245 (336)	6252 (6368)

②全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合

- 小学校　　２．１２％（２．０６％）
- 中学校　　６．４６％（６．２８％）

※長欠児童生徒数の割合

- 小学校　　３．３２％（３．３１％）
- 中学校　　７．５３％（７．４７％）

③不登校児童生徒について把握した事実　〔不登校児童生徒数に対する割合〕※複数回答

【小学校】

- 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。　６６８件〔３７%〕（３７%）
- 不安・抑うつの相談があった。　５６５件〔３１%〕（３１%）
- 生活リズムの不調に関する情報があった。　５１１件〔２８%〕（２８%）
- 親子の関わり方に関する情報や相談があった。　２８４件〔１６%〕（１７%）
- 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。　２４１件〔１３%〕（１５%）

【中学校】

- 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。　１，１７０件〔４０%〕（３８%）
- 不安・抑うつの相談があった。　１，０２１件〔３５%〕（３４%）
- 生活リズムの不調に関する情報があった。　７０９件〔２４%〕（２３%）
- 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。　４０５件〔１４%〕（１４%）
- いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。　３４８件〔１２%〕（１３%）

④指導の結果登校できるようになった児童生徒数〔不登校児童生徒数に占める割合〕

- 小学校　５５０人〔３１%〕（　５２１人〔２９%〕）
- 中学校　７９０人〔２７%〕（　８３１人〔２８%〕）

⑤学校内外の専門家や機関等で相談・指導を受けた不登校児童生徒数

○　学校内

- スクールカウンセラー等　１，１３１人〔２４%〕（１，３３８人〔２８%〕）
- 養護教諭による専門的な指導　４８５人〔１０%〕（　６２０人〔１３%〕）
- 校内教育支援センター等　７２３人〔１５%〕

○　学校外

- 教育支援センター　５２１人〔１１%〕（　４８３人〔１０%〕）
- 民間団体、民間施設　１６８人〔　４%〕（　１８１人〔　４%〕）
- 病院・診療所　３２１人〔　７%〕（　４１６人〔　９%〕）

⑥学校外の機関等で相談・指導を受けた不登校児童生徒のうち「指導要録上出席扱い」となった人数と割合

- 教育支援センター　４７８人〔９２%〕（　４２７人〔８８%〕）
- 民間団体、民間施設　１３１人〔７８%〕（　１２０人〔６６%〕）

⑦学校内外の機関等で専門的な相談指導を受けていない不登校児童生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた実人数

- 小学校　８１５人〔９５%〕（　７８７人〔９２%〕）
- 中学校　１，３１６人〔９５%〕（１，４３０人〔９６%〕）

※「継続的な相談・指導」とは、不登校であった期間を通して、週に１回程度以上、家庭訪問や電話等により当該児童生徒本人への相談や指導を行うことをいう。

⑧教育支援センターの状況

- ４４カ所（４１カ所）

（４）高等学校の長期欠席の状況

①理由別長期欠席生徒数　　（　　）内は昨年度の人数

※１年間に 30 日以上登校しなかった児童生徒の理由別の生徒数

※「その他」は「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数

	病気	経済的理由	不登校	うち 50 日以上欠席	うち 90 日以上欠席	うち出席日数 10 日以下	うち出席０日	その他	合計
全日制	211 (113)	3 (0)	565 (727)	190 (219)	58 (77)	8 (8)	2 (2)	17 (17)	796 (857)
定時制	36 (25)	2 (0)	290 (369)	155 (189)	61 (90)	5 (14)	1 (1)	30 (20)	358 (414)
計	247 (138)	5 (0)	855 (1096)	345 (408)	119 (167)	13 (22)	3 (3)	47 (37)	1154 (1271)

②全生徒数に占める不登校生徒数の割合

・ 高等学校　　２．４３％（ ３．０６％）

③不登校生徒について把握した事実〔不登校生徒数に対する割合〕※複数回答

【高等学校　全日制】

・ 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。　１９７件〔３５％〕（３６％）
・ 生活リズムの不調に関する相談があった。　１１９件〔２１％〕（２５％）
・ 不安・抑うつの相談があった。　１１０件〔２０％〕（１７％）
・ 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。　８８件〔１６％〕（１６％）
・ いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。　５９件〔１０％〕（　９％）

【高等学校　定時制】

・ 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。　１１５件〔４０％〕（２７％）
・ 生活リズムの不調に関する相談があった。　８６件〔３０％〕（３８％）
・ あそび、非行に関する情報や相談があった。　４４件〔１５％〕（１４％）
・ 不安・抑うつの相談があった。　３４件〔１２％〕（１０％）
・ 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。　２３件〔　８％〕（１２％）

④指導の結果登校できるようになった生徒数〔不登校生徒数に占める割合〕

・ 高等学校　　４９６人〔５８％〕（７０６人〔６４％〕）

⑤学校内外の専門家や機関等で相談・指導を受けた不登校生徒数

○ 学校内

・ スクールカウンセラー等　　２２４人〔２６％〕（２６１人〔２４％〕）
・ 養護教諭による専門的な指導　　１７４人〔２０％〕（２４７人〔２３％〕）

○ 学校外

・ 病院、診療所　　１２５人〔１５％〕（１３８人〔１３％〕）

⑥学校内外の機関等で専門的な相談指導を受けていない不登校児童生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた実人数

・ 高等学校　　４５６人〔９８%〕（５８４人〔９８%〕）

※「継続的な相談・指導」とは、不登校であった期間を通して、週に１回程度以上、家庭訪問や電話等により当該児童生徒本人への相談や指導を行うことをいう。

（５）特別支援学校の長期欠席の状況　※新規調査

①理由別長期欠席児童生徒数

※１年間に 30 日以上登校しなかった児童生徒の理由別の生徒数

※「その他」は「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数

	病気	経済的理由	不登校	うち 50 日以上欠席	うち 90 日以上欠席	うち出席日数 10 日以下	うち出席 0 日	その他	合計
小学部	50	0	19	16	8	1	1	18	87
中学部	47	0	20	19	10	7	6	9	76
高等部	30	1	71	5	4	0	0	10	112
計	127	1	110	40	22	8	7	37	275

②全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合

・ 小学部　　２．１４%
・ 中学部　　４．０１%
・ 高等部　　７．３２%

※長欠児童生徒数の割合

・ 小学部　　９．８２%
・ 中学部　１５．２６%
・ 高等部　１１．５５%

③不登校児童生徒について把握した事実　〔不登校児童生徒数に対する割合〕※複数回答

【小学部】

・ 生活リズムの不調に関する相談があった。　６件〔３２%〕
・ 個別の配慮についての求めや相談があった。　３件〔１６%〕
・ 親子の関わり方に関する情報や相談があった。　２件〔１１%〕
・ 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。　１件〔　５%〕
・ 不安・抑うつの相談があった。　１件〔　５%〕

【中学部】

・ 生活リズムの不調に関する相談があった。　４件〔２０%〕
・ 個別の配慮についての求めや相談があった。　３件〔１５%〕
・ 不安・抑うつの相談があった。　２件〔１０%〕
・ 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。　１件〔　５%〕

【高等部】

- 生活リズムの不調に関する相談があった。　２３件〔３２％〕
- 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。　１７件〔２４％〕
- いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。　１２件〔１７％〕
- 不安・抑うつの相談があった。　１２件〔１７％〕
- 入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった。　７件〔１０％〕
- 家庭生活の変化に関する情報や相談があった。　７件〔１０％〕

④指導の結果登校できるようになった児童生徒数〔不登校児童生徒数に占める割合〕

- 小学部　６人〔３２％〕
- 中学部　７人〔３５％〕
- 高等部　１９人〔２７％〕

⑤学校内外の専門家や機関等で相談・指導を受けた不登校児童生徒数

○　学校内

- 養護教諭による専門的な指導　１２人〔１１％〕
- スクールカウンセラー等　９人〔　８％〕

○　学校外

- 病院・診療所　２１人〔１９％〕
- 障害者支援施設　１０人〔　９％〕
- 児童相談所、福祉事務所　７人〔　６％〕

⑥学校内外の機関等で専門的な相談指導を受けていない不登校児童生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた実人数

- 小学部　１４人〔７４％〕
- 中学部　１６人〔８０％〕
- 高等部　３３人〔４６％〕

※「継続的な相談・指導」とは、不登校であった期間を通して、週に１回程度以上、家庭訪問や電話等により当該児童生徒本人への相談や指導を行うことをいう。

（６）中途退学等の状況

①中途退学者数

- 高等学校　５４４人（６２３人）
- 特別支援学校高等部　１７人

②在籍者に占める割合

- 高等学校　１．６％（１．７％）
- 特別支援学校高等部　２．２％

③中途退学の事由

○高等学校

- 学校生活・学業不適応　２３７人〔４４％〕（２７９人〔４５％〕）
- 進路変更　２１１人〔３９％〕（１４０人〔２２％〕）
- 経済的理由　０人〔　０％〕（　１人〔０.２％〕）

○特別支援学校

- 進路変更　８人〔４７％〕
- 家庭の事情　４人〔２４％〕
- 病気けが死亡　２人〔１２％〕